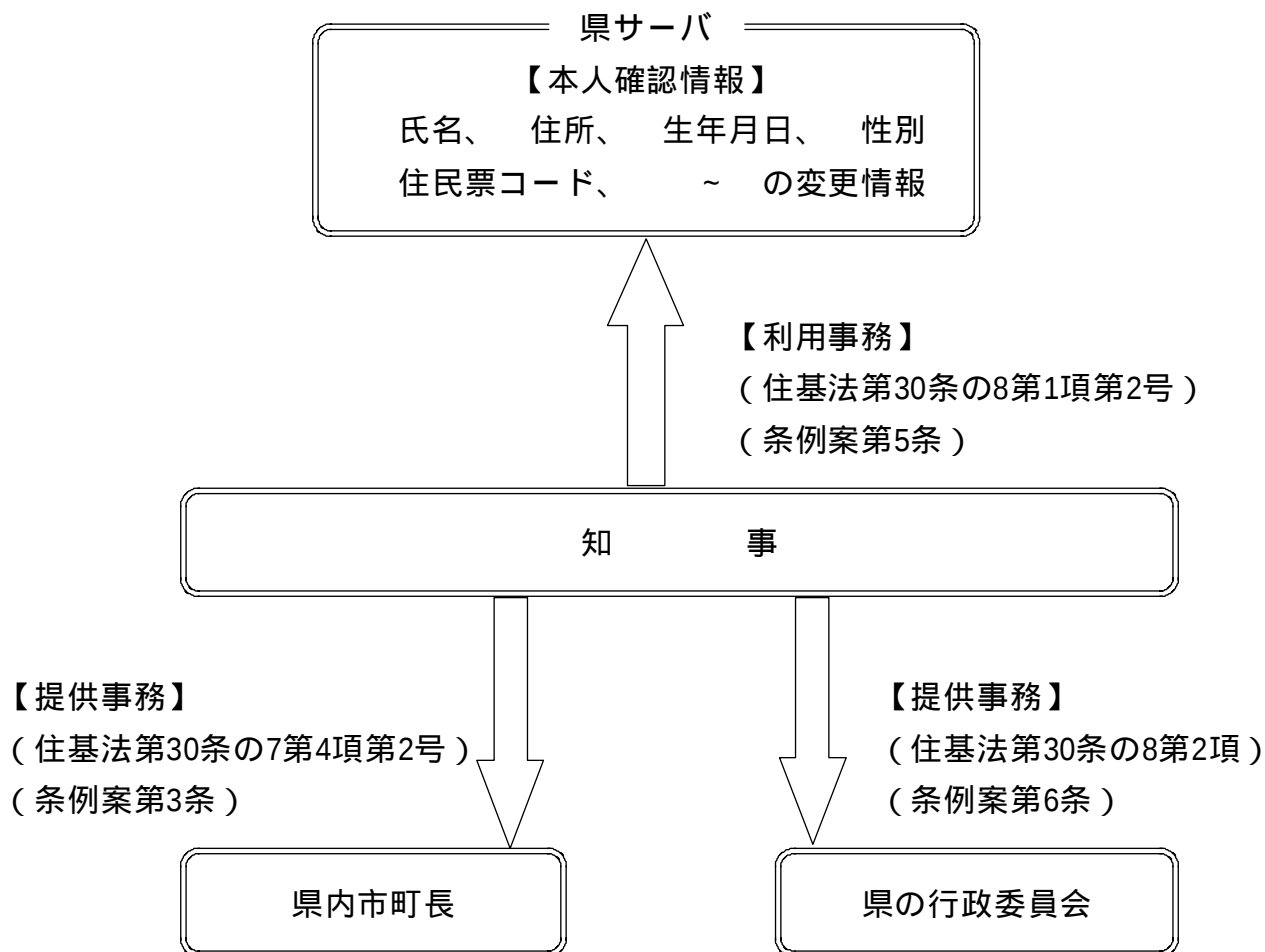


住基ネットにおける本人確認情報の利用拡大について

1 概要



2 条例化する事務の判断基準

(1) 申請、届出等に係る事務

- ・ 本人確認情報を利用することにより、県民に対して住民票の写しの提出を求める必要がなくなり、県民の負担軽減が見込まれる事務

(2) 県知事等が自ら利用する事務

- ・ 本人確認情報を利用することにより、人件費等行政経費の削減を図ることができる事務

(3) その他

- (1)および(2)の基準に合致する場合でも、費用対効果の面からのメリットも考慮することとする。

3 利用事務拡大の効果

(1) 県民にとってのメリット

物理的負担（市町役場への移動の労力・移動時間）の軽減。

県民の経済的負担（住民票の写しの交付手数料等）の軽減。

県民が行う申請等の手続き全体にかかる時間の短縮。

(2) 県や市町にとってのメリット

県税滞納者の住所地調査等で、県職員が自ら住民票の写しを取りに行くための人件費、旅費の削減。

県税の賦課徴収の遅れの改善。

市町における住民票の写し発行事務の減少に伴う人件費の削減

住民基本台帳ネットワークシステムとは

1 目的

住民基本台帳ネットワークシステムは、各市町村で管理する住民基本台帳を基礎に、全国全ての市町村および都道府県を電気通信回線で結んだネットワークシステムであり、住民サービスの向上と行政事務の簡素化、効率化を図るために全国規模で導入するものである。

2 住民基本台帳ネットワークシステムのメリット

目的	住民サービスの向上 行政事務の効率化
1	住民基本台帳事務の効率化を図る。 (H15.8.25～) 住民票の写しの広域交付 転入転出の特例処理 効果 → 手続の簡略化、窓口手続のスピードアップによる住民サービス向上 → 窓口事務の効率化による行政改革の推進
2	住民基本台帳カードを活用し、各種行政サービスを提供する。 (H15.8.25～) カードメモリの空き領域を活用して必要な情報を記録し、多目的に市町村独自の行政サービスを行うことができる。 (例) 印鑑登録証明事務、福祉サービス、公共施設の予約 等 カードを公的な証明書として使用することができる。 窓口において本人確認が容易に行えるため、「なりすまし転入」などの不正行為を防止することができる。 効果 → 多様な行政サービスの提供による住民サービス向上
3	全国共通の本人確認ができる仕組みを構築する。 (H14.8.5～) 法律で限定的に規定された国の行政機関等に対して、法定の事務処理に関し、本人確認情報（氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード、付随情報）を提供する。 また、都道府県知事が法で定める事務（別表第五）を遂行する場合には、保有する本人確認情報を利用できる。 (例) 恩給の支給、不動産鑑定士の登録、気象予報士の登録、不動産登記、厚生年金の支給、国民年金の支給、自動車登録等 264 事務 (うち、別表第五に掲げる事務の例) 一般旅券の発給、建設業の許可、宅地建物取引業の免許、電気工事士免状の交付等 32 事務（264 事務の内数） 都道府県知事が<u>条例で定める事務</u>を遂行する場合には、保有する本人確認情報を利用できる。 【参考】住民基本台帳法 第30条の8 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保存期間に係る本人確認情報を利用することができる。 一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。 二 <u>条例で定める事務を遂行するとき。</u> 三 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。 四 統計資料の作成を行うとき。 2 略 効果 → 住民票の写しの添付の省略が可能となり、住民の負担が軽減 → 各種資格の申請者の確認事務が効率化し、受給者や資格者の現況や住所変更を確実にかつ迅速に把握できるなど、行政改革が進む。
4	その他 電子申請（行政機関等に対する電気通信回線を通じた申請・届出）等に必要不可欠な本人確認のシステムとして利用される。